

JR千葉駅3駅前広場のバス乗降所の管理運営について（骨子）

1 3駅前広場を発着する路線定期運行バス（高速バスを含む）は方面別配置を基本方針とする。

⇒・事業者は当該駅前広場を発着する路線及び系統に関して、この方針を遵守するものとする。

2 3駅前広場における全てのバス乗降所（標柱含む）の管理者を交通政策課と位置づける。

⇒・事業者の負担する使用料は無料とし、道路占用料は原則として千葉市の負担とする。

ただし、標柱に係る電気料及び軽微な修繕費は事業者の負担とする。

3 共同使用となる乗降所については、管理運営の指針を定め、事業者はこれを遵守することとする。

⇒・共同使用となる乗降所のうち、次の箇所について指定乗降所と位置づけ、別紙「共同使用に関する指針」に従って管理を行う。

指定乗降所は北口22番、24番、西口25～27番とする。

・指定乗降所において、新たな事業計画を定める場合、または変更する場合は運輸支局への申請（届出）時に交通政策課に報告を行うものとする。

・なお、指定乗降所以外を含め、共同使用となる全ての乗降所において新たな事業計画を定める場合、または変更する場合は、共同で使用する事業者間で調整を図ることを基本とするが、千葉市もその調整に加わるものとする。

4 駅前広場内の行先別配置は西口及び北口で実施する。

⇒・東口については、利用者が今の使用形態に慣れており、乗降所を変えることで混乱を招くこと、また現状のスペース・レイアウトで再編を行うことには課題が多いこと等から、除外した。

・今後、東口駅前広場の改修等により現行乗降所の数、位置等の変化が生じた場合に改めて行先別配置の検討を行うこととし、将来的課題とする。

・現在、東口駅前広場は混雑が激しく、安全で円滑な利用が難しくなっていることから、バスの乗り入れを抑制する必要がある。

このため1～15番乗降所を使用するバス事業者は当面の間、増便等を控えることを願います。

なお、増便せざるをえない状況となった場合は、事業者間調整を基本とするが、千葉市もその調整に加わるものとする。

5 新たに、通学バス、企業バス、貸切バス等路線定期運行以外のバスについても、乗降所を利用できることとする。（東口16、17、19番、北口23番）

⇒ 今後、関係機関との協議の上、利用にあたってのルールづくりを行う。